

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 6 5 号	平成 3 0 年度水稲共済事業無事戻しについて
農 業 創 造 課	<p>【関係法令】 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号） 農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号） 三田市農業共済条例（昭和 47 年三田市条例第 13 号）</p> <p>【趣 旨】 平成 27 年度から平成 29 年度までに引き受けた水稲共済事業における無事戻しを実施するため、三田市農業共済条例第 36 条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>【内 容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 無事戻しをする共済目的 水稲 2 無事戻し対象年度 平成 2 7 年度～平成 2 9 年度 3 無事戻し対象者数 2 0 5 名 4 無事戻し金額 1 3 1 , 2 8 6 円 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市が負担する額 9 8 , 4 6 5 円 (2) 兵庫県農業共済組合連合会へ請求する金額 3 2 , 8 2 1 円 その他、(2)の額が減額されたときは、減ぜられた額を限度として、特別積立金の範囲内で(1)を増額する。